

平成 22 年度第 1 回検討会における意見と対応方針（案）

委員からの意見	対応方針案
各基準に関する意見 【基準 1】 海域の生物地理区について、瀬戸内海エリアや有明海エリアはいずれも黒潮エリアに属すが、特殊で貴重なため、独立した生物地理区として扱うべきである。 （基準 3 についても同様）	「有明海」の地史を反映した固有種の分布状況や「瀬戸内海」の環境の特殊性・多様性に鑑み、基準 1・3 の検討に当たっては「瀬戸内海及び有明海の特殊性に留意する」とし、選定方法にも記入した。
汽水域の河口域は両側回遊する魚類などにとって重要な場所なので湿地タイプとして加えるべき。	汽水環境の「河口干潟」や河口域の「塩性湿地」を含めて「河口域」という新たな湿地タイプを設けた。なお、マングローブ林については異なる湿地タイプとする。
藻場の面積については数値を下げすぎている可能性もあり、検討が必要。	藻場については、消長が頻繁なために面積基準は妥当ではなく、海域の各生物地理区分で代表的な藻場を選定する。
「干潟」については、「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」に掲載されている干潟はベントス相の観点から重要なので選定対象とすべき。	「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」の「干潟をもつ各地域の現状」の対象干潟を選定対象に加える。
ラムサール条約の湿地タイプには「岩礁」も含まれており、海鳥の生息地として重要なので湿地タイプに加えるべき。	ラムサール条約湿地分類法では、沖合の岩礁性島や海崖を含む海域の岩礁を湿地タイプの一つとして例示している。岩礁については重要湿地 500 の対象となっていないことに加え、岩礁を利用するウミツバメ、アホウドリやミズナギドリなどのミズナギドリ目の海鳥は広く沖合（ラムサール条約の対象になっていない）を利用するため、ラムサール条約で対象とする水鳥の中には明示的には含まれていない。また、ラムサール条約第一条では対象とする湿地を永続的・一時的に水につかる湿地（海域は 6m 以浅）としているため、上記の海鳥の生息地や採餌域は対象湿地とはしにくい。そのため、基準 1 の湿地タイプには追加しない。

【基準 2】 「絶滅のおそれのある生態学的群集」という用語は、「消失の危機に瀕している」という言葉の方が適当。生態学的と訳さずに生態的と訳す場合もある。	ご指摘を踏まえ、「消失の危機に瀕している生物群集」に変更する。
日本のレッドデータブックに関する情報だけで良いのではないか。 昆虫の場合もレッドデータブックの方が日本の現状に即している。 IUCN と日本のレッドリストは観点が違う。より広く種をカバーするのであれば IUCN のレッドリストも入れた方がよい。 <昨年度第 2 回検討会の再掲>	条約ガイドラインによると、基準 2 では地球規模で絶滅のおそれがある種や群集を支える湿地の登録が推奨されている。また、「地球規模で絶滅のおそれのある種」については、IUCN 種の保存委員会の専門家グループ又はレッドデータブックにより CR、EN 及び VU のカテゴリーに分類されている種又は亜種をいうこととされている。 IUCN により絶滅のおそれのある種に選定された種の中には、地域的に普通種となっているものも含まれるため、各国の状況を考慮する必要がある。 また、日本のレッドリストで絶滅危惧種となっている種の中には世界的に普通種となっているものも含まれるため、世界的に重要な湿地を選定するためには、IUCN のレッドリストを用いる必要がある。 以上を踏まえ、基準 2 の対象となる絶滅危惧種については、IUCN 及び（&）環境省のレッドリストで VU 以上のものとする。 なお、環境省レッドリストで対象となっている絶滅危惧種や固有種が集中する湿地については、基準 3 の「生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物の個体群を支えている湿地」の対象となりうる。
【基準 4】 ウミガメ類については産卵数の記述があるか、定量的なデータが必要なのか。	専門家に確認をし、産卵数が多い湿地だけでなく、南西諸島のように採餌域として重要な湿地も含めて、定量的・定性的に該当湿地を抽出した。

【基準7】 「湿地の利益」という用語が分かりにくい。	ご指摘を踏まえ、「湿地の恩恵」という用語に変更する。
各基準の該当湿地に関する意見 【基準2】 トウキョウサンショウウオは「房総丘陵の谷津田、湧水地」にも生息している。	ご指摘を踏まえてリストを修正した。
イボイモリは「甌島周辺沿岸」ではなく、「奄美大島南部」に生息している。	ご指摘を踏まえてリストを修正した。
ヒヌマイトトンボの分布情報が反映されていないのではないか。松川浦にもヒヌマイトトンボは生息する。	ご指摘を踏まえてリストを修正した。なお、専門家にヒアリングをした結果、汽水域のヨシ原に生息する種のために発見が難しく、分布地点を特定するのも難しい上、基準産地の涸沼も個体群が減少していることから、その中で特に重要な生息地を特定するのは難しいとの回答を得た。
どの種が個体数1%基準を超え、どの種が繁殖が確認されているかがわからない。	資料に明記した。なお、抽出作業に当たっては、 ① ・ラムサール条約の対象となる湿地を利用する鳥類のうち、IUCN 及び環境省のレッドリストで VU 以上の種（13 種）を抽出し、 ② ・渡り性水鳥以外（コウノトリ、タンチョウ、シマフクロウ）は繁殖が確認されている湿地を抽出し、 ③ ・渡り性水鳥については種や地域個体群を支える重要な湿地を抽出するため、個体数基準1%の10分の1に当たる0.1%基準を超える湿地を抽出した。
【基準5】 諫早湾の堤防の陸側は干拓により乾燥化しつつあり、調査地点が陸側であればリストから削除するか説明を加えるべきである。 （基準6についても同様）	ガンカモ類の調査地点は堤防の陸側であり、干拓等により状況が常時変化しているため、注書きを加えた上でリストから削除した。

【基準6】 宮城県の北上川河口のコクガンも県のデータで1%基準を超えているのでリストに加えるべき。	現時点でデータを入力していないため、リストには追加していない。
栃木県南部水田地帯は、年によってはムナグロの1%基準を超えており、内陸性のシギ・チドリ類にとっての水田の重要性を示すことができるので、水田決議を踏まえてリストに加えるべき。	今後の推移を見守る必要があるが、個体数の1%基準を超えていなければラムサール条約湿地の基準に合致していないため、現状では潜在候補地とするのは困難。
神栖市高浜は周辺の水田が重要であり、湿地名に「周辺水田」を加えるべき。	調査地点名については、今後他の基準に該当する湿地も含めて整理統合する予定である。基準6に該当する湿地リストの記述を「利根川下流部（神栖市高浜・周辺水田）」とした。
海鳥についても「ウミウ」「アジサシ」「カモメ」の仲間が、ラムサール条約で対象とする水鳥に含まれている。これらの取扱方針を明確にすべき。	他の水鳥のように、全国及び各地域の過去5年間の個体数が揃っており、5年の内3年以上、個体数の1%基準を超える種があれば対象として検討しうる。